

春季全国火災予防運動週間

(平成22年3月1日～3月7日)

『消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子』2009年度全国统一防火標語

これから火災が発生しやすい季節を迎えます。火災予防運動は、市民のみなさんに防火に対する意識を一層高めていただき、火災の発生を防止することにより、尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅用火災警報器は、ついていますか？

小美玉市火災予防条例により、平成20年6月1日からすべての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。犠牲者の7割以上が逃げ遅れ！！火災の早期発見がとても大切です。住宅用火災警報器を設置しましょう！

消防や役所の職員、委託業者を装って家庭に訪れ、強引に高額で購入させようとする手口が多いようです。消防署や市役所では、消火器や住宅用火災警報器の販売は一切行っておりません。



不明な点がありましたら各消防署へ、
お問い合わせください。

小川消防署 58-4611

美野里消防署 48-2266

玉里消防署 58-0555